

みやま市介護給付等費用適正化事業委託業務仕様書

1. 委託業務名

みやま市介護給付等費用適正化事業委託業務

2. 委託業務の目的

介護保険サービスの受給者が安心して生活するためには、質の高い介護保険サービスを適切に利用できる環境づくりが重要である。介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ることを目的とする。そのため、介護給付の適正化事業の主要3事業のうち「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を横断的に実施するものである。

3. 業務期間

委託契約締結日から令和7年3月31日

4. 業務内容

(1) ケアプラン等の点検

① ケアプランの点検業務

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを検証確認することで、介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアプランの質の向上、利用者の状態の維持改善を図るとともに、介護支援専門員の資質向上及び介護保険制度の信頼性を高め、健全な給付の実施を支援することを目的とし、以下の業務を行う。

(ア) ケアプランの点検の実施

みやま市内の居宅支援事業所等のケアプランについて点検を実施し、介護支援専門員に評価報告を行う。

なお、業務に必要となる帳票・データの提案及びここに定める数量等を確保するための抽出の考え方等は、受託者が主体的に提案を行うものとする。

・ケアプランの点検数 約80ケース

(イ) 報告書の作成・報告

点検したケアプラン毎又は介護支援専門員毎に報告書を作成するとともに、特に改善が必要なケアプランの点検内容については、個別にみやま市介護支援課(以下「担当課」という。)に報告を行う。報告書の様式等は受託者が主体的に提案を行うものとする。

(ウ) 介護支援専門員に対する面談の実施

上記(イ)を基に、介護支援専門員に面談・ヒアリングを行い、改善指導、助言を行う。その際は、担当課の担当者も同席するものとする。面談・ヒアリングはオンラインで行ってもよい。

(エ) 結果・評価の報告

点検したケアプラン毎又は介護支援専門員毎に上記③の内容及び成果を報告する。

② 住宅改修・福祉用具実態調査業務

リハビリテーション専門職を担当課に派遣し、福祉用具・住宅改修利用者に対してリハビリテーション専門職による訪問アセスメント及び助言、提案等を行うことで、要支援高齢者等への自立支援の強化による健康寿命延伸及び介護給付費の適正化を図ることを目的とし、以下の業務を行う。

(ア) 住宅改修及び福祉用具購入の点検体制の構築

被保険者の自立支援や重度化防止、介護者の負担の軽減等の観点から、福祉用具の購入及

び住宅改修に係る申請について申請書の点検を行い、必要に応じて申請者の自宅訪問等による調査及び、課題分析を実施する。課題分析の結果、必要に応じて申請者、家族及び関係者（事業所等）に助言・提案を行う。

(イ)福祉用具購入及び住宅改修に係る申請の事前相談

申請者等の要望に応じて、福祉用具購入及び住宅改修に係る申請の事前相談を担当課窓口等で行い、必要に応じて相談者に対して助言を行う。

(ウ)福祉用具貸与の点検

福祉用具貸与について点検、課題分析を行い、必要に応じて利用者の自宅訪問等による利用状況等の確認を行い、申請者、家族及び関係者（事業所等）に助言・提案を行う。

(エ)リハビリテーション専門職の派遣

上記(ア)(イ)(ウ)業務の実施については、担当課に以下のとおりリハビリテーション専門職を派遣する。

- ・派遣職員の資格:理学療法士、作業療法士いずれかの資格を有する者。
- ・調査実施に係る注意点:訪問調査については、申請者及び家族、関係者（事業者等）と十分に調整を行い、理解を得ること。
- ・その他:派遣職員は常に身分証明書を携帯すること。

(オ)住宅改修・福祉用具実態調査数

上記(ア)(イ)(ウ)業務の実施について、ここに定める数量等を確保するための抽出の考え方は、受託者が主体的に提案を行うものとする。

- ・住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与の調査数 全体で約20ケース

(2)医療情報との突合・縦覧点検業務

介護給付費等費用適正化業務のうち、介護報酬の適正な給付を図ることを目的として、医療情報との突合業務及び縦覧点検業務を行う。点検期間は約1年間とし、福岡県国民健康保険団体連合会から受領した帳票のほか、業務に必要となる帳票・データの提案及び定める期間等を確保するための提案等は、受託者が主体的に行うものとする。

5. 報告書の作成及び成果品

(1)報告書の作成

業務実施に伴い、課題の共有、改善策の検討を図るため以下の報告書を作成し、必要に応じて実施報告を行う。

- ① 中間報告書(各業務の実施状況、現状と課題について検証を踏まえた報告書)
- ② 完了報告書(業務全体について検証を踏まえた報告書)

(2)業務完了時における成果品

完了報告書(紙媒体1部、電子データ一式)

6. その他、上記業務実施に必要な事項

本業務実施に伴い必要な事項については、みやま市(以下「委託者」という。)と協議の上実施する。

7. 注意事項

(1)法令等の順守

受託者は、本業務を遂行するにあたっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して行うこと。

(2)個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は情報セキュリティ

マネジメントシステム(ISMS)若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3)連絡・指示・報告

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打合せを行い、委託者の指示に従うこと。また、業務の進捗状況に応じて、委託者に報告を行わなければならない。

(4)再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は、文書でその旨を通知し、委託者の承諾を受けなければならない。

(5)調査内容等の第三者への提供の禁止等

- ① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- ② 受託者は、本市が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6)調査データの保護

- ① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- ② 再委託する場合には、個人情報や調査内容等の保護について、受託者が責任を持って管理すること。
- ③ 受託者は、業務委託契約終了後はデータを返却すること。

(7)その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と委託者として協議を行うものとする。